

台湾旅行と植物検疫

平畠 政幸*

平成元年夏の兵庫県生物学会、第二回台灣旅行は予想以上の採集実績をあげ、大成功のうちに終わった。

団長で、立案・企画・運営・行届いたガイド役までのすべてに大変お世話になった藤本義昭先生が、友人佐々木誠太郎先生と共に、後一週間研究のために滞在される御計画の設定、当津 隆会長の「台北の空港で出国手続が終わり、ゲートを出て大阪空港で解散するまでの世話をするように」との依頼で、人数点検と荷物のチェックの二つのこと気に配った。

大阪空港で全員の荷物が手渡されたことを確認した後がこれからのお話題である。この採集旅行で多くの昆虫採集や植物採集をされた方以外は9時ごろにはそれぞれ家路につかれた。

植物標本を持ち帰られた方は、植物検疫の行列に並んだあと、1枚ずつ検査が続いた。ようやく二人の検査が終わったころ「この団体の代表者はどなたですか。」との検査官の声を耳にした。「皆さんには、ウリ科の果実は持ち帰れないこと、ヒルガオ科・マメ科植物にも注意すること、また植物の根はきれいに洗って土を持ち帰らないようにと話をしています。」と返答した。こんなものもあったのかと感心しながら、皆さんの採集品を検査官の横から眺めていると、「これはウリ科ですよ。小さい果実もついている。あっ、これがミカンコミバエの幼虫ですよ。」の検査官の声。私は「ありましたか。申し訳ありません。」としか答えようがなかった。

三人の検査官は多忙のため他の仕事で離れたり、また、標本の束が崩れて最初から調べなおしたりしているうちに、時間は容赦なく過ぎていった。

「標本を明日まで置いてくれませんか。」「今後はもっとよく注意します。この表をいただけませんか。」と無理な申し入れをして検査官が使っている表（輸入禁止品別表）のコピーをもらった。こんなやりとりの後、自分の標本のチェックが終了したのは2時間後の11時をすぎていた。持ち主不明のフィルムと上着の忘れ物などを会員の手にわたしたのを最後に、役目から開放され、安心して家路についた。

検査官主任の「神戸植物防疫所でも同じ仕事をしているので説明を受けて、植物検疫についてもっと理解をしてください。また、今後は標本を1日おいて次の日に取りに来るようにしてもらうとありがたいですが」の言葉

を思い出して責任を感じ、8月31日に、神戸市中央区波止場1-1、神戸第2地方合同庁舎内、農水省神戸植物防疫所（電話 078-331-1350）の小西池英身技官を訪ねた。幸い小西池氏は台湾に同行したハバチ博士の猪股涼一先生の教え子、しかも、6・7月の2か月間台湾でリュウガンなど果実の検査を実施し終えて帰られた直後で、知つてれば現地でお会いできたのにと残念に思っていた。

当日、植物検疫法（昭和25年法律151号）および「輸入植物検疫法解説」のコピーをいただき、輸入植物検疫について親切な解説を伺つたので、今後の会員の皆様の海外旅行のお役にたつことを願つて以下のようにまとめた。

植物検疫という語はポケット版国語辞典や岩波の生物学辞典にはみられない。平凡社「世界百科事典」には詳しい説明がある。上記の法律の解説書の定義によれば、『最も限定していえば、その地域に未発達の有害動植物の侵入、又はまん延を防ぐことである。最も広く解釈すれば、有害動植物によって生ずる国民の損害を国法の発動によって未然に防ぎ、あるいは、排除すること』である。

その法律の主な内容は次のとおりである。

第1条 法律の目的

この法律は、輸出入植物、および国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、およびそのまん延を防止し、もって農業生産の安全および助長をはかることを目的とする。

（解説）1. 輸出入植物の検疫 2. 国内植物の検疫
3. 植物に有害な動植物のまん延の防止が目的である。

第2条 定義

この法律で「植物」とは、顕花植物、シダ植物、またはセンタイ類に属する植物（その部分、種子、果実およびむしろ・こも、その他これに準ずる加工品を含む。）で、次項の有害植物を除くものをいう。

（解説）植物は Eichler(1833) の分類体系で次のとおりである。

隠花植物（注、孢子植物に相当する）

葉状体植物

藻類（藍藻類、珪藻類、紅藻類、褐藻類、緑藻類）

菌類（分裂菌類、真菌類、地衣類）

蘇苔植物（苔類、蘇類）

羊齒植物（トクサ類、ヒカゲノカズラ類、シダ類）

顕花植物（注、種子植物に相当する）

裸子植物 被子植物

植物検疫法でいう植物は、植物界全体から葉状体植物

* 姫路学院女子短期大学

(藻類、菌類)を除いたもの。マツタケ・シイタケは入らない。キノコ類でも木材腐朽菌(サルノコシカケ科)は有害植物にあたる。

形態上から見た植物の範囲

生植物(苗、苗木を含む)とその部分(穂木、切花、球根など、花、葉、茎、根)、種子(その用途は問わない)、果実(クリなど堅果、エダマメなど莢果、ブドウ・トマトなど漿果、リンゴなど仁果、モモなど核果のようにすべての果実を含む)。むしろ・こもは一例で加工品でも有害動植物が死滅しないものは植物とされている。

第2条の2

この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物およびウイルスであって、直接、間接に有用な植物を害するものをいう。

(解説) 寄生植物とはマメダオシ・ネナシカズラのような植物をさしている。学問の進歩その他にともなって矛盾ができたり、不明な点があるときは植物検疫所的回答を求めることが必要である。

第4条の要約

植物検疫官は必要とするとき、立ち入り検査をし、質問し、該当植物などを無償で集取する権限がある。

第6条 輸入の制限の要約

輸入する植物などは、輸出国政府の発行する検査証明書、又は、その写しを添付しなければならない。検疫の機関のない国でも、特に綿密な検査を受けた物は輸入できる。国際植物防疫条約加盟国は89か国ある。第6条の4では植物、又は、輸入禁止品の郵便物を受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えて植物防疫所に届け出なければならないことになっている。

第7条 輸入の禁止

何人も、次に掲げる物(以下輸入禁止品という)を輸入してはならない。(ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可をうけた場合はこの限りではない。)

(1) 省令で定める地域から発送され、又は、当該地域

を経由した植物で省令で定めるもの

(2) 有害動物、又は有害植物

(3) 土、又は土の付着する植物

(4) 前各号に掲げる物の容器包装

(解説) 輸入禁止の理由は有害動植物のわが国への侵入、まん延を防止するためにとられているもので、次の4項目が基準のようである。

(1) 諸外国において大きな被害を及ぼしている。

(2) わが国に未発生あるいは限られた一部の地域にしか発生していない。

(3) わが国に侵入した場合、わが国の農林産業に大きな被害がある。

(4) 輸入検査に当たって発見することが極めて困難で

ある。

ここでいう経由とは該当地域で陸揚げ(船舶の場合)、また、積みおろし(航空機の場合)をした場合をいう。

これらの地域および植物は、規則第9条別表第1にまとめられている。台湾、および東南アジア・ハワイなど熱帯の諸国に該当するものを抜き書きする。

◎対象とする有害動物 ミカンコミバエ

台灣直送のポンカン・タンカン、およびリュウチソウ種のスイートオレンジで、農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。〈注・以下基準適合を除く〉 ピワ・スマモ・モモ・ザクロ・イチジク・パパイヤ(ハワイ直送のソロ種のパパイヤで基準適合を除く)・リュウガン・レイシ(台灣直送、基準適合を除く)・オレンジ・パンジロウ・アボガド・ランプータン・カキノキ属植物・ナス属植物(ナス・タバコ・ホオズキなど)・パンノキ属植物(パンノキ・パラミルなど)・マンゴウ属植物(フィリピンから直送のマニラスパー種のマンゴウで、基準に適合並びに台灣から直送されるアーブイン種・カイト種及びバーディン種のマンゴウで、基準に適合したものを除く)・ナツメ属・トケイソウ属・アカツツキ科植物(スターアップル・サボジラなど)・フトモモ属植物(フトモモ・レンブなど)・パンレイシ属植物・フクギ属植物(フクギ・マンゴスチンなど)およびトウガラシ属植物の生果実、並びに成熟したバナナの生果実。

◎対象とする有害動物 ウリミバエ

キュウリ・スイカ・マクワウリ・カボチャ、その他のウリ科植物の生茎葉、およびその生果実、インゲンマメ・ササゲおよびキマメの生果実並びにトマト・ナス・シシトウガラシ・パパイヤおよびマンゴウ属植物の生果実。

◎対象とする有害動物 アリモドキゾウムシ

サツマイモ属植物・アサガオ属植物およびヒルガオ属植物の生茎葉および生塊根などの地下部並びにキャッサバなど塊根などの地下部。

◎対象とする有害動物 サツマイモメイガ

サツマイモ属の生茎葉および生塊根などの地下部。

◎対象とする有害動物 イモゾウムシ

サツマイモ・アサガオ・ヒルガオの各属およびヤマノイモの生茎葉・塊根などの地下部。中華人民共和国・北アメリカ・ミクロネシアが対象地域である。

以上、法律の部分はできるだけ忠実に抜き書きしたが、解説なども意をつくせない点も多い。他の地域の輸入禁止品などとあわせて詳しく知りたい方は、上記の神戸植物防疫所に問い合わせることをおすすめする。

参考文献

輸入植物検疫解説(昭和62年)(社)全国植物検疫協会